港北区スポーツ振興事業補助金交付要綱

制 定 令和3年4月1日(区長決裁) 最近改正 令和5年3月31日(区長決裁)

(目的)

- 第1条 この港北区スポーツ振興事業補助金(以下「補助金」という。)は、区内のスポーツ活動をより効果的に推進し、充実させる活動を行う団体(以下「スポーツ活動団体」という。)に交付することにより、区内のスポーツの振興を図ることを目的とする。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 補助対象事業は、次に掲げるいずれかの事業とする。
 - (1) 港北区スポーツ協会に加盟するスポーツ活動団体が行う、地域のスポーツ振興、 区民の健康増進及び体力づくりを目的とする事業
 - (2) 区内在住、在学、在勤者を構成員とし、次のすべての要件を満たすスポーツ活動団体が行う、地域のスポーツ振興、区民の健康増進及び体力づくりを目的とする事業であり、かつ区役所の後援を受けて行う事業
 - ア 創立から3年以上の活動実績があること
 - イ 区民大会・区民スポーツ教室等、港北区民全体を対象とした事業の運営が可 能な組織であること
 - ウ 活動に必要な資格を有しているなど、活動の目的に照らして合理性のある加 入条件を付けること以外に、団体の構成員となるのに条件がないこと
 - (3) その他地域のスポーツ振興に寄与すると横浜市港北区長(以下「区長」という。)が認める事業

(補助対象経費)

- 第3条 補助対象事業に係る経費のうち補助金の交付対象となる経費は、スポーツ活動団体が執行する別表に掲げるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連の無い視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、 補助金の対象外とする。

(補助金額)

- 第4条 補助金額は、補助対象経費の2分の1以内とし、一会計年度に同一スポーツ 活動団体が受けられる上限は、22,500円とする。
- 2 年度内の補助金交付額の合計は、当該年度予算の範囲内とする。

(補助金交付の申請)

第5条 スポーツ活動団体が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)及び事業計画書兼事業予算書(第2号様式)を区長あてに提出しなければならない。

(補助金交付の決定及び通知)

- 第6条 区長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に 応じて行う現地調査等により、事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査 し、補助金を交付するべきものと認めたときは、速やかに、補助金の交付の決定を するものとする。
- 2 区長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金 の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- 3 区長は、第1項及び前項により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、 速やかに、補助金交付決定通知書(第3号様式)を交付するものとする。
- 4 区長は、第1項の審査及び調査の結果により、補助金の交付をしないことと決定 したときは、申請者に対し、速やかに補助金不交付決定通知書(第4号様式)を交 付するものとする。

(補助金交付の条件)

- 第7条 区長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成 するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 第5条で定める申請事項について変更(軽微な変更を除く)又は中止をする場合においては、あらかじめ区長の承認を受けるべきこと
 - (2) その他区長が必要と認める条件

(事業完了報告)

第8条 スポーツ活動団体は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)終了後2か月以内に、事業完了報告書(第6号様式)及び事業報告書兼事業決算書(第7号様式)を、区長あてに提出しなければならない。ただし、補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日から1か月後を最終期日とする。

(補助金の額の確定)

第9条 区長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、提出書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、当該事業の成果が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(第8号様式)の交付をもってスポーツ活動団体に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けたスポーツ活動団体は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(第9号様式)を区長に提出しなければならない。

(経費の明瞭化)

第11条 補助金の使途は明確なものとし、補助金の交付を受けたスポーツ活動団体は、収支簿を作成しなければならない。また、区長が必要と認めた場合は、職員に収支簿並びに経理に関する書類の検査及び指導・助言をさせることができる。

(注意義務)

第12条 補助金の交付を受けたスポーツ活動団体は、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。また、区長は必要があると認めた時、事業状況について報告を求めることができる。

(補助金交付決定の取消し)

- 第13条 区長は、補助金の交付決定を受けたスポーツ活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金取消通知書(第10号様式)を通知することにより、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽、その他の不正手続きによって補助を受けたとき
 - (2) 補助金交付の条件に違反したとき
 - (3) その他この要綱に違反したとき

(補助金の返還)

- 第14条 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該 取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還通知書 (第11号様式)を通知することにより、期限を定めて、その返還を命ずるものとす る。
- 2 区長は、補助金額の確定の結果、第6条で交付決定した補助金額を下回った場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還通知書(第11号様式)を通知することにより、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の整備及び保存)

- 第15条 補助金の交付を受けたスポーツ活動団体及び区長は、横浜市市民協働条例 (平成24年6月横浜市条例第34号)第7条に基づき、第1号様式、第2号様式、第 6号様式、第7号様式(領収書等経費の支出を証する書類を除く。)又はその写し を、一般の閲覧に供しなければならない。
- 2 前項の閲覧を行う期間は、補助金を交付した日から2年間とする。ただし、第6 号様式、第7号様式(領収書等経費の支出を証する書類を除く。)又はその写しに ついては、当該書類を区長に提出した日から2年間とする。
- 3 第1項の閲覧を行う場所及び時間は次の表のとおりとする。

		1 1 1
	補助金の交付を受けた スポーツ活動団体	区長
閲覧場所	スポーツ活動団体の事務所 または事務スペース	港北区 地域振興課
閲覧時間	スポーツ活動団体が指定する時間	月曜日から金曜日までの午前8 時45分から午後5時15分ま で 休日及び年末年始を除く。

4 補助金の交付を受けたスポーツ活動団体は、領収書等経費の支出を証する書類を 補助金の交付決定通知がなされた年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項については、区長が必要に応じて、その都度定めるものとする。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 補助対象経費(第3条)

項目	内 容
報償費	外部の者に審判員や指導員を依頼する際に、その労務の対価として支払う謝金。 (スポーツ活動団体の構成員に対する謝金は除く。) 入賞者賞品購入費・大会参加賞品購入費 (ただし1点1万円を超える賞品は除く)
交通費	事業の実施に必要な交通費(公共交通機関を利用する旅費に限 る。)
消耗品費	事業の実施に必要な競技用品、事務用品等
印刷製本費	ポスター、チラシ、パンフレット、プログラム、案内状、賞状等 の作成費
通信運搬費	切手・はがき等郵便料金、配送・運送費(電話代、インターネット通信料は除く。)
保険料	傷害・賠償責任保険料、スポーツ指導者保険料等
委託費	会場設営等、スポーツ活動団体が自ら行うことが困難な業務に対 する委託経費
使用料、賃借料	事業の実施に必要な会場、機材、付帯設備等の使用料(ただし、 事務所等の維持管理費、インターネット接続に係るルーター等の 賃借料は除く。)
その他	区長が必要と認める経費

(備考)

表に該当する経費であっても、一般的に見て豪奢な物品等の購入費及び申請事業に 直接関係しないと認められる経費は、補助対象外とする。

また、同一の使途への重複した補助金の使用はできないものとする。

スポーツ活動団体名 代表者住所 役職・氏名 電話

_____年度港北区スポーツ振興事業補助金交付申請書

______年度港北区スポーツ振興事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添 えて次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則 (平成17年11月30日横浜市規則第139号)及び港北区スポーツ振興補助金交付要 綱を遵守します。

1 補助金交付申請額

¥ . –

- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書兼事業予算書
 - (2) 規約、定款その他これらに類する書類

※この書類及び添付書類は、横浜市市民協働条例に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

事業計画書兼事業予算書

スポーツ活動	団体名								
事業名(大会名	等)								
事業概要	日時		年	月	日		時~	時	
	会 場					参加一	予定人数		人
	備考								
役員職氏名									
収支予算	【収入の部	FI]	1						
	Ī	頁目 ————————————————————————————————————		金額				備考	
						円			
						円			
						円			
						円			
						円			
	収え	人合計				円			
	【支出の部								
	Į	頁目		金額				備考	
						円			
						円			
						円			
						円			
						円			
						円円円			
	± 1	⊔ ∧ ⊒.				円			
	XL	出合計 				门			
	※補助金に	は支出の部の	「項目」				に充当	台します。	

港北地振第 号

年 月 日

(スポーツ活動団体名)

(代表者職氏名)

様

横浜市港北区長

年度港北区スポーツ振興事業補助金交付決定通知書

年 月 日の補助金交付申請について、次の条件を付して交付することを決定しましたので通知します。

とを決定しま	したので通知します。
1 交付決定	額
2 交付時期	適法な請求書を受領した日から30日以内
3 交付条件	等 (1) 補助金は、港北区スポーツ振興事業補助金交付要綱第4条に定める経費以外には使用しないでください。
	(2) 事業内容に変更(軽微な変更を除く)又は中止等が生じた場合は、変更等承認申請書(第5号様式)を提出してください。
	(3) 事業終了後は、速やかに事業完了報告書(第6号様式)及び 事業報告書兼事業決算書(第7号様式)を提出して下さい。
	(4) 虚偽、その他の不正手続によって補助を受けたとき又は補助 金交付の条件に違反したしたと認められる場合は、補助金の全 部若しくは一部を返還していただきます。
	(5) この補助金の使途について、必要があると認められるとき は、調査を行うことがあります。
	(6) この通知書及びその写し、第1号様式、第2号様式、第6号様式、第7号様式(領収書等経費の支出を証する書類を除く。)又はその写しを、横浜市市民協働条例第7条の規定に基づき、助成を受けるスポーツ活動団体の事務所又は事務スペース及び港北区地域振興課において一般の閲覧に供することとします。
	(7) 補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿、領収書等を整備し、本通知の翌年度から5年間保存してください。

港北地振第 号

年 月 日

(スポーツ活動団体名)

(代表者職氏名)

横浜市港北区長

年度港北区スポーツ振興事業補助金不交付決定通知書

年 月 日の補助金交付申請については、交付しないことを決定しま したので通知します。

様

不交付理由

スポーツ活動団体名 代表者住所 役職・氏名 電話

年度港北区スポーツ振興事業補助金変更等承認 ほ	申請書

<u>年月日付港北地振第号</u>で交付決定を受けました事業について、次のとおり(変更・中止)したいので申請します。

	文・中山/ しんいりて中間しまり。
事業名(大会名等)	
(変更・中止) 内容及び理由	(実務担当者) 氏名 連絡先
交付決定額	¥
備考	

スポーツ活動団体名 代表者住所 役職・氏名 電話

	年度港北区スポーツ振興事業	補助金事業完了報告書
<u>-</u> た、	年月日付港北地振第 事業を終了しましたので、関係書類を添えてど	
1 <u>¥</u>	補助金交付決定額 . <u>-</u>	

- 2 添付書類事業報告書兼事業決算書
- ※ この書類及び添付書類は、横浜市市民協働条例に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

事業報告書兼事業決算書

スポーツ活動	団体名							
事業名(大会名	等)							
事業概要	日時		年	月	日	時~	時	
	会場					参加人数		人
	備考							
役員職氏名								
収支決算	【収入の部	形】	1					
	I	頁目		金額			備考	
					F	円		
					ļ	円		
						円		
						円		
					-	円		
	収入	入合計			F	円		
	【支出の部	FIS]	T					
	J	頁目		金額			備考	
					-	円		
						円		
						円		
						円		
						円		
						円		
						円		
	支持	出合計			-	円		
	※補助金/	は支出の部の	「項目」					
						に充	当します。	

港北地振第 号

年 月 日

(スポーツ活動団体名)

(代表者職氏名)

様

横浜市港北区長

年度港北区スポーツ振興事業補助金交付額確定通知書

年 月 日に事業完了報告書等の提出を受けました港北区スポーツ振 興事業補助金について、次のとおり交付額を確定したので通知します。

補助金交付確定額

¥ . –

スポーツ活動団体名 代表者住所 役職・氏名

(EJ)

電話

請求書

¥ . –

ただし、	年	月	日付補助金交付	額確定通知書にま	3いて、	交付額確定
されました港北区	こスポーン	ン振興事	業補助金として	請求します。		

補助金については、次の口座に振込み願います。

金融機関	等の名称	銀行			支店
種類	口座番号	普通	• 当座	口座番号()
(フリ	ガナ)				
口座名義人					

委任状 (団体代表者の役職・氏名と口座名義人が異なる場合に記載)

私は次の者を代理人と定め補助金受領の権限を委任します。

受任者	住所	
(口座名義人と同一表記)	氏名	
委任者	住所	
(団体代表者と同一表記)	役職・氏名	(FI)

(留意事項) 請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

(第10号様式)

港北地振第 号

年 月 日

(スポーツ活動団体名)

(代表者職氏名)

様

横浜市港北区長

年度港北区スポーツ振興事業補助金取消通知書

年 月 日第 号により交付を決定した港北区スポーツ振興事業補助金について、港北区スポーツ振興事業補助金交付要綱第13条に基づき、取り消します。

取消しを行う理由

 港北地振第
 号

 年
 月

 日

(スポーツ活動団体名)

(代表者職氏名)

様

横浜市港北区長

年度港北区スポーツ振興事業補助金返還通知書

年 月 日第 号により補助金額を確定した港北区スポーツ振興事業補助金について、港北区スポーツ振興事業補助金交付要綱第14条に基づき、返還を請求します。

1 返還金額

¥ . –

補助金交付確定額 \underline{Y} . $\underline{-}$ (年 月 日付港北地振第 号)

- 2 返還を要する理由
- 3 返還期限

同封の納付書で 年 月 日までに納付してください。